

3. 利子補給等補助金制度

○新潟県セーフティネット資金（経営支援枠）に係る利子補給

（問合せ先 産業振興係 ☎025-520-5729）

補 助 対 象	①物価高騰等対策特別融資を利用する中小企業者等（R7. 4. 1～） ②米国関税対策特別融資を利用する中小企業者等（R7. 6. 13～） ③自然災害要件（干害・渇水の影響による借入に限る）を利用する中小企業者等（R7. 8. 8～） ④自然災害要件（R7. 9. 3 の大雨の影響による借入に限る）を利用する中小企業者等（R7. 9. 3～） ⑤米価高騰対策特別融資を利用する中小企業者等（R7. 10. 10～）
補 助 対 象 融 資 限 度 額	①②③④⑤各々につき 1 事業者 1,000 万円を上限
補 助 金 の 額	当初2年間の補助対象融資額に係る利子相当額に1.0%を対象制度融資の年利率で除した割合を乗じて得た額

※ 利子補給を受けるには、市への申請が必要です。

○小規模事業者経営改善資金（マル経融資）利子補給 （問合せ先 産業振興係 ☎025-520-5729）

補 助 対 象	小規模事業者経営改善資金（マル経融資）の設備資金
申 請 者	上越商工会議所・市内各商工会 （上記団体が、マル経融資を受けた小規模事業者をとりまとめ、利子補給補助金を交付します。）
補助対象融資限度額	2,000 万円以内
補 助 金 の 額	当初1年間の利子総額に0.5%を乗じたものに借入時の金利で除した額

○創業支援利子補給

（問合せ先 産業振興係 ☎025-520-5729）

補 助 対 象	市内金融機関から事業のための資金を借入れる創業者及び第二創業者
補助対象融資限度額	①一般枠：500 万円 ②特定創業支援等事業修了者枠：1,000 万円
補 助 率	①一般枠：0.90% ②特定創業支援等事業修了者枠：2.0%
補 助 内 容	創業者・第二創業者が事業のために資金を借入れた場合、利子支払額相当分（最大7年間分）の全部又は一部を前渡しで補助

※ 利子補給を受けるには、市への申請が必要です。

○ワーク・ライフ・バランス推進企業利子補給

（問合せ先 労働係 ☎025-520-5730）

補 助 対 象	次のいずれかの国又は新潟県の認定・登録を受けた中小企業者等 ①Ni - ful（ニフル）②えるぼし ③くるみん ④ユースエール ⑤もにす
補助対象融資限度額	1,000 万円
補 助 率	借入利子の1/2（上限10万円）
利 子 補 給 期 間	1 年間

※ 利子補給を受けるには、市への申請が必要です。